

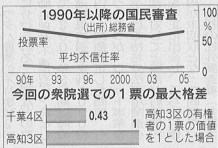
週目点



早稲田大学教授
川本 裕子

30日に衆院選と同時に最高裁裁判官の国民審査が実施される。三権分立上、裁判官の任命は行政府が行うが、国民は不信任の表示により、不適格な判事を多数決で罷免する権利を持つ。だが、制度の認知度は低く、意味合いも国民にあまり理解されていない。

同制度については判事の司法判断についての情報開示や報道が不十分で国民に判断材料が少ないことや、白票を信託とみなすなど問題がいろいろ指摘されてきた。今回の衆院選でマニフェストを通じて、国民に政策や政権の選択肢が明示された。司法について



▶最高裁裁判官の国民審査(30日)

国民の声を司法に伝達

ても、憲法で国民に司法を監視する機会を与えたことの重要性を改めて考えるべきだ。

その意味で、投票価値の不平等訴訟に関する最高裁の判断も、国民審査の重要な論点となる。議員の既得権が絡んで選挙区の区割りが修正されず、選挙区によっては衆院選で0・5票未満、参院選で0・2票分の価値しか持たない人もいる。これでは経済政策に深刻な偏りが生じる。例えば、地方の公共工事に手厚く、都市部で要望の強い育児支援が十分でなくなるなど、国民生活にも影響は大きい。

1票の平等は、法の下の平等の具体化ともいえ、これがあつてはじめて国会が国民の代表として機能する。民主主義の基本に深くかわるることだが、最高裁は国会の裁量を尊重し、違憲訴訟でも現行制度を容認し続けている。国民審査はこうした司法の判断に重なる機会であることも忘れてはならない。今回は9人の最高裁判事が対象になる。